

令和5年11月17日
共 産 党

性同一性障害特例法の規定を迅速に見直すよう求める
意見書（案）

令和5年10月25日、最高裁判所は「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の3条1項4号規定（以下、「生殖不能要件」とする）を憲法13条違反と判断した。最高裁判所は、生殖不能要件は、生殖腺除去手術を必要としない当事者に対し、身体への侵襲を受けない自由を制約する側面があると判断し、これを違憲と判断したものである。

現在、性同一性障がいの人々の戸籍上の性別について定めた特例法は、生殖機能がないことや変更後の性別に似た性器の外観を備えていることなど複数の要件を満たした場合に限って性別の変更を認めており、事実上手術が必要である。性別適合手術は、輸血が必要になったり、合併症が起きたりするリスクがある。医学的、また経済的理由で手術が受けられない人もいる。

本特例法は議員立法でできた法律であり、法改正の議論を内閣が行うのか立法府が行うのか調整が必要となるが、最高裁判所の判例に従って迅速に調整を行うべきである。

よって、板橋区議会は、政府に対し、本特例法の規定を迅速に見直し、必要な改正を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

法務大臣
衆議院議長
参議院議長

宛